

生徒心得

この生徒心得は、私たち八幡高校生としてのきわめて原則的な学生生活のあり方を述べたものであります。楽しい、自由な校風または学校とするためには、規律や約束が必要です。学習・思索によって明朗健全な高校生活を送るように努めましょう。

1 礼 儀

人に対しては誠実な態度で接し、美しい言葉、自然な礼を守ること。

2 学 習

- (1) 主体的に学ぶ習慣と真理を求める精神を養うこと。
- (2) 相互の啓発により、学ぶ意欲を高めるとともに、落ち着いた学習環境づくりに協力すること。

3 時 程

区 分	時 間
職員朝礼・生徒HR	8 : 15 ~
H R	8 : 25 ~
1 限 目	8 : 40 ~ 9 : 30
2 限 目	9 : 40 ~ 10 : 30
3 限 目	10 : 40 ~ 11 : 30
4 限 目	11 : 40 ~ 12 : 30
昼 休 み	12 : 30 ~ 13 : 15
5 限 目	13 : 15 ~ 14 : 05
6 限 目	14 : 15 ~ 15 : 05
清 掃	15 : 05 ~ 15 : 20
7 限 目	15 : 25 ~ 16 : 15
H R	16 : 15 ~ 16 : 20

※ 6限授業日は、清掃後、放課（HRなし）

4 登 下 校

- (1) 公衆諸道徳、マナーを守り、他者に迷惑のかからないよう心がけること。
- (2) 放課後は、すみやかに下校すること。但し、部活動は原則として下記の時刻までに下校すること。
3月～10月 - 19時30分まで
11月～12月 - 19時00分まで
下校時刻を守り、規定の時刻以後は校内に残らないこと。

- (3) 自転車通学は、必ず保険に加入し、交通安全係より許可を受け自転車通学時の注意事項を遵守すること。また、ヘルメットの着用に努めること。
- (4) 通学時にタクシー等の乗用車を利用しないこと。やむを得ない場合は申し出ること。
- (5) やむを得ず外出または早退するときは、必ず教員の許可を得ること。また、早退し帰宅した際は必ず学校に連絡すること。

5 服装・頭髪等

- (1) 清潔、端正にすること。自然な姿を大切にし、華美なもの、極端なものとならないこと。
- (2) 指定の制服を正しく着用すること。
- (3) クラス章を上着の所定の位置につけること。
- (4) 冬期は学校指定のコートを着用できる。
- (5) ネックウォーマー及びマフラーは、学校規定の色・長さの物を使用できる。但し、自転車通学生は事故防止のため、マフラーの着用を禁止する。
- (6) スカートには紺色のソックス、スラックス・ズボンには白・黒・紺色のソックスを着用すること。但し、折り曲げて着用することや、くるぶしソックス・ルーズ系ソックスは禁止する。
- (7) 制服を恣意的に変形させた場合は、修正するか、または再購入すること。
- (8) 頭髪は、顔の表情(眉・目・耳)が見える状態(進学・就職・証明写真に適した髪型)に整えること。前髪が目にかかる場合は、棒状のピン(黒・濃紺・焦げ茶)で留めること。また、肩より長くなる場合は、ゴム紐(黒・紺)で後方の中央または下方で結ぶこと。
- (9) パーマ類、脱色、染髪などは禁止する。
- (10) その他、化粧・まゆ削り・ピアスなどは禁止とする。
- (11) 通学靴は、華美でない色を基調とし(靴紐も同様)、スニーカー・革靴等ローカットのものとする。ヒールの高いもの・ブーツ・ハイカット・高価な靴は禁止とする。

6 所持品

- (1) 各自の通学用カバンで登校すること。但し、華美でない色で、ボストン型・リュック型のいずれかとする。
- (2) 荷物が多いときは、セカンドバッグを1つまで使用することができる。但し、華美でない色で、ボストン型・リュック型・手提げカバンのいずれかとする。
- (3) 所持品には必ず年組氏名を記入し、常に整理整頓すること。
- (4) 学校生活に不必要な物は持参しないこと。
- (5) 靴箱、ロッカーを適正に使用し、私物を管理すること。
- (6) 品物を無くしたり、拾得したりした場合は、直ちに教員に届けること。
- (7) 多額の金銭や貴重品を持参した時は、組担任に預けること。

7 学習環境の整備

- (1) 教科書・ノートは必ず持ち帰ること。
- (2) 教室の床に教科書や辞書等を置かないこと。
- (3) 体育用具や芸術用具は、所定の場所に保管すること。
- (4) 個人ロッカーは適正に使用すること。
- (5) 放課後、机のまわりを片づけて帰ること。

8 交 友

- (1) 相互扶助、協調の精神を持ち、互いの向上に資する交友でありたい。
- (2) 友人間での夜間の往来や宿泊はしないこと。
- (3) 男女間の交際は節度あるものとする。
- (4) 金銭や物品の貸借はしないこと。
- (5) 制裁や暴力行為は、絶対にしないこと。

9 校舎校具

- (1) 校舎校具を大切にする。破損した場合は担任に届けて指示をうけること。
- (2) 常に校舎内の美化につとめ、清掃活動に積極的に取り組むこと。
- (3) 防火設備の位置を確認しておくこと。

10 発行・掲示・集会

次の場合は先生の指導、助言にもとづいて行うこと。

- (1) 印刷物の発行、配布
- (2) 広告・掲示（所定の場所）
- (3) 金銭の徴集・物の売買（原則禁止）
- (4) 集会はすみやかに集合し、自主的に秩序と静粛を守ること。生徒委員は、整列させ点呼報告すること。

11 諸 届

- (1) 次の場合は文書によって（所定の様式）届け出ること。
 - 休学・復学・転学・退学
 - 住所を変更した場合
 - 校舎校具の破損
 - 長期の旅行
 - 部活動合宿
- (2) 定期考査を病欠欠席する場合は、医師の診断書を添えて届け出ること。
- (3) 忌引 担任に連絡、届け出ること。
 - 父母—7日
 - 祖父母・兄弟姉妹—3日
 - 伯叔父母・曾祖父母・甥・姪—1日
- (4) 下記の場合は欠席扱いにならない。
 - 忌引・父母年忌

- 感染症の発生による登校停止
- 入学試験・就職試験時の指定された期間
- その他校長が認めたとき。

12 その他

- (1) アルバイトは原則として禁止。家庭の経済的事情等により、保護者を通じて申し出のあった場合は係で協議する。
- (2) 遊技場等不健全場所に入入りしないこと。
- (3) バイクの使用、及び原付等の免許取得は、原則として禁止する。やむを得ぬ事情のある者は担任を通じ交通安全係に申し出て許可を受けること。(所定の様式)→交通安全係
- (4) 本校の規定集が掲載してある学習ノートは、学校生活時には常に所持する。また、旅行等にも必ず携帯すること。

13 携帯電話等通信機器

携帯電話等の通信機器の校内への持ち込みについては、以下の規定を遵守するという条件で、保護者同意の上、所定の用紙を提出した者のみ許可をする。

遵守事項

- (1) 校内では電源を切り、下校するまでロッカーに入れて管理すること。身に付けていたり、教室内に持ち込んだりすることは禁止する。
- (2) 校内(敷地内を含む)では一切使用しないこと。なお、学習活動等において教員の監督下で使用する場合はこの限りではない。また、緊急で使用する必要がある場合は、必ず教員に申し出ること。
- (3) 登下校中は、歩きながら使用したり、自転車乗車中に使用したりしないこと。
- (4) 公共の施設及び公共の交通機関の中では、本校生徒としての品格を常に意識し節度ある使用を心掛けること。